

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩国市	玖珂北西部地区 谷津上集落、谷津下1区集落、谷津下2区集落、鞍掛集落 新町上集落、新町下集落、久門給1区集落、久門給2区集落、有延集落 阿山上集落、阿山下集落、阿山北集落、玖珂千束集落、臼田集落	令和3年3月23日	令和4年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	114.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	100.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	18.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

谷津上集落、谷津下1区集落、谷津下2区集落、鞍掛集落

・中心経営体である農業者1経営体は1.1haの耕作面積を引き受けているが、70歳以上で後継者未定及び不明の耕作面積が2.8haあり、将来に向けて新たな農地の受け手の確保が必要。

住宅地に小規模農地が点在する矮小な未整備農地であり、圃場整備等の農業基盤の整備は難しい。

・小規模兼業農家による自己保有農地が耕作耕作されている状況で、耕作放棄や自己保全管理農地の増加とともに獣害被害も拡大している。

阿山上集落、阿山下集落、阿山北集落、玖珂千束集落、臼田集落

・中心経営体である認定農業者1経営体及び認定農業法人1法人は2.9haの耕作面積を引き受けているが、今後70歳以上で後継者未定及び不明の耕作面積が3.5haあり、将来に向けて新たな農地の受け手の確保が必要。

農地は、矮小な未整備農地がまとまって、一団を形成しており、草刈等維持管理や農業機械の運用が効率よくできない。

・近年は、農地転用による都市化や開発行為により農地面積の減少が著しく、農家の大部分を占める小規模兼業農家の高齢化が顕著であり、耕作放棄地や自己保全管理農地が増加するとともに獣害被害も農業経営を圧迫している。

新町上集落、新町下集落、久門給1区集落、久門給2区集落、有延集落

・中心経営体である認定農業者2経営体及び認定農業法人1経営体が全域で広く耕作面積を引き受けているが、当該各集落においては70歳以上で後継者未定及び不明の耕作面積が4.7haあり、将来に向けて新たな農地の受け手の確保を行うか中心経営体が引き受けられるよう、基盤整備など農地環境の改善が必要。

基盤整備(ほ場整備)はされていないが、区画整理されており用水路もよく整備された、全体としてはかなり広大な農地の一団を形成しているが、一つ一つの面積が狭く、大型農業用機械の効率的な運用にはやや難がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>谷津上集落、谷津下1区集落、谷津下2区集落、鞍掛集落</p> <p>・農地利用は、今後中心経営体である農業者1経営体が担うほか、集落の特性上住宅地に小規模な農地が点在しているため、近隣の若い兼業農家等に担い手として耕作してもらう必要がある。</p>
<p>阿山上集落、阿山下集落、阿山北集落、玖珂千束集落、臼田集落</p> <p>・農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れおよび育成が必要。</p> <p>・また、担い手を確保するためには、農地の基盤整備推進が必要。</p>
<p>新町上集落、新町下集落、久門給1区集落、久門給2区集落、有延集落</p> <p>・農地利用は、中心経営体である認定農業法人1経営体及び認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れ及び育成するとともに、農地の基盤整備(ほ場整備)を進めることにより、既存の中心経営体が新たに担える事ができるよう農地環境を整備する。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4人		22.0 ha		22.5 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>谷津上集落、谷津下1区集落、谷津下2区集落、鞍掛集落</p> <p>・利用権設定など活用し近隣兼業農家等への受け入れ促進と共に市民農園等、農地所有者が非農家等に貸し出し農地維持を促進する。</p>
<p>阿山上集落、阿山下集落、阿山北集落、玖珂千束集落、臼田集落</p> <p>・担い手を確保するため、農地の基盤整備(ほ場整備)を推進していく。</p>
<p>新町上集落、新町下集落、久門給1区集落、久門給2区集落、有延集落</p> <p>法人による農地集積が最も進んでおり、全体としては広大な農用地を形成するも、ほ場整備がされておらず、内実は小さな農用地の集合体である。農用地としての条件は良いので、ほ場整備を促進すれば中心経営体による集約の実現性は高い。</p> <p>また、広大な農用地を形成しているため、農地内に張り巡らされた用水路の延長も長く、農地及び農道や水路等維持管理を継続的にを行うことを考慮し、多面的機能支払制度の活用も視野に入れ、ほ場整備を促進しつつ多面的機能を取り入れる地域の組織づくりを行う。</p>

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。